

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則の一部改正について

2 対象品名

広帯域電力線搬送通信設備（PLC）及び電磁誘導加熱式（IH）調理器

3 趣旨及び目的

PLC は、通信線を新たに設置することなく、既設の電力線を通じて建物内に通信環境を提供できる装置で、壁による遮蔽により Wi-Fi が使用できない場合などに利用される。また、IH 調理器は電磁誘導により加熱調理を行う機器で、昨今はオール電化の普及もあり、炊飯器だけでなく各種加熱調理に利用されている。PLC 及び IH 調理器の更なる普及のため、技術的条件の緩和を行うものである。

4 施行予定日

令和5年12月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5905

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間